

○議案第23号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

□□□審議経過□□□

＝総務市民委員会委員長報告＝

ご報告申し上げます。

本案は、選挙執行に伴う投票及び開票事務に係る管理職員の手当について、国家公務員に準じて支給するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

本委員会といたしましては、審査を行いました結果、特段の異論もなく、満場一致をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、委員長報告といたします。